#### 入 札 説 明 書

支出負担行為担当官 林 野 庁 長 官

この度、下記により総合評価落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば 入札に参加されたい。

記

- 1 競争入札に付する事項
- (1)件 名 令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3)履行期限 令和6年3月15日
- (4)納 入 場 所 林野庁国有林野部経営企画課(北別館8階 ドア No.北 812)
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」 の資格を有していること。
- (4) 下記6の提出書類の提出期限の日から、下記9の開札の時までの間において林野庁長 官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指 名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治 29 年法律 第 89 号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、構成員は、上記(1)から(4)の要件に適合している必要がある。 なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員 となること又は単独で参加することはできない。

- ①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記6に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。
- ②規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、 明確に記載すること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

- 4 入札方法及び提案書の提出方法
- (1)入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

(2) 提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

- 5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時
- (1)場 所 林野庁国有林野部経営企画課経営計画班

(北別館8階 ドア No. 北 812)

(電話番号(直通):03 - 3502 - 8347)

(2)日 時 令和5年7月26日~令和5年8月3日(ただし、行政機関の 休日を除く。)

午前10時~午後5時

(入札説明書は、林野庁のウェブサイト、電子調達システム (https://www.geps.go.jp) のほか上記交付場所において無料 にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、5 (1)まで電話で問い合わせること。)

(3)入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書(案)のほか、 以下の書類を含む。

ア 応札資料作成要領

イ 評価項目一覧

ウ 評価手順書

6 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限

入札書及び提案書等は以下の日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記9の場所及び日時に行う。

(1)提出場所 (紙入札による場合) 林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担 行為第1係(本館7階 ドアNo.本759)

(入札書は支出負担行為第1係に設置してある入札箱に投函すること。)

(電子入札による場合) 電子調達システムにより提出する。

(2)提出期限 令和5年8月18日(金曜日)午後5時

(ただし、郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)による入札書の 受領期限については、令和5年8月17日(木曜日)午後5時とす る。)

7 企画提案会の場所及び日時

企画提案会は行わず、書面審査とする。

8 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧(提案要求事項)に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

9 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計 作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記8の審査で不合格となった者の入札書は、開札しない。

- (1)場 所 林野庁入札室(本館7階 ドア No. 本 766)
- (2) 日 時 令和5年8月30日 午後2時

#### 10 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

# 11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 12 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- 13 契約書作成の要否 要
- 14 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

#### 15 入札における留意点

入札書を提出する際には、2の(3)に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第1係(本館7階 ドアNo.本759)へ提出し、入札資格の確認を領すること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。

#### 16 その他

- (1)入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) このほか、入札心得による。
- 1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、 その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf) を御覧下さい。
- 2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(総則)

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託 契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得 によるものとする。

(入札等)

- 第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、 入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、 契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員 の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、入札書(別紙様式第1号)を作成し、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は 取消しをすることができない。
- 4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状(別紙様式第2号)を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をする ことはできない。
- 6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 7 入札参加者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条第1項の規定に 該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第3号)について入札前に確認 しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又 は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しては ならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理 人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為 が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

- 第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札 を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入 札は無効とする。
- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(落札者の決定)

第7条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支 出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満 たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法を もって有効な入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札)

- 第8条 落札となるべき同総合評価点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第9条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名 押印の上、落札決定の日から5日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、 林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。
- 2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。

3 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該 落札者を契約の相手方としないことがある。

(異議の申立)

第10条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第11条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

)

支出負担行為担当官 林 野 庁 長 官 殿

住 所 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名 (代 理 人 氏 名 (復代理人氏名

¥

ただし、「令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。
  - 2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
  - 3. 金額の訂正はしないこと。
  - 4. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
  - 5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 6. 括弧内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
  - 7. 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、 を(復)代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官の発注する「令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・入札及び見積に関する一切の権限
- ・ (復代理人の選定に関する一切の権限)

令和 年 月 日

 住
 所

 商 号 又 は 名 称
 代表 者 氏 名

 代理人所属先住所
 代理人所属先・役職

 代理人所属先・役職
 代理人 氏 名

支出負担行為担当官 林 野 庁 長 官 殿

- (注) 1. 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
  - 2. 復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

# 委託契約書

支出負担行為担当官 林野庁長官 青山 豊久(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇代表取締役社長〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業について、次のとおり委託契約を締結する。

#### (実施する委託事業)

- 第1条 甲は、次の事業(以下「委託事業」という。)の実施を乙に委託し、乙は、そ の成果を甲に報告するものとする。
  - (1) 事業名

令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業

- (2) 委託事業の内容及び経費 別添の委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおり
- (3) 履行期限 令和6年3月15日(金)

# (委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

#### (委託費の限度額)

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、 金○,○○○,○○○円(うち消費税及び地方消費税○○,○○○円)を超えない範 囲内で乙に支払うものとする。
- 2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

#### (契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

#### (再委託の制限及び承認手続)

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び 技術的判断をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の規定による再委託の承認を受けようとするときは、再委託承認申請書 (別紙様式第2号)を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の再委託承認申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以 降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負

- の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、 速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保の ため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽 微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 9 乙は、再委託する場合には、当該委託にかかる再委託先の行為について、甲に対し、 全ての責任を負うものとする。

#### (監督)

- 第6条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員(以下「監督職員」という。) に監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲(監督職員を含む。)から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

#### (実績報告)

第7条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。) は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第3号)正副2部を甲 に提出するものとする。

#### (検査)

- 第8条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から 10 日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)又は当該委託事業の履行期限の末日の属する年度の3月31 日
  - のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか を当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。
- 2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反 し、又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることが できる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知 を受理した日から 10 日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかど うか再度検査を行うものとする。

#### (委託費の額の確定)

- 第9条 甲は、前条に規定による検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると 認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

# (委託費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書(別

紙様式第4号)を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、乙が委託事業実績報告書(別紙様式第3号)の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合には、前項の規定にかかわらず、乙の請求により概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(別紙様式第4号)正副2部 を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30 日以内にその支払を行うものとする。

# (過払金の返還)

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の規定により確定した委託費 の額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとす る。

#### (委託事業の中止等)

- 第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第5号)正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前条の規定に準じて精算するものとする。

#### (計画変更の承認)

第13条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第6号) 正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書の支出の部の区分欄に掲げる各経費のそれぞれ 30 パーセント以内の増減の場合については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

#### (契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

# (違約金)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として 契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。
  - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債 務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみ なす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法 律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は 一部を解除することができる。
  - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速や かに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約 の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額 を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条 の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付 命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は 第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の 適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の規定による違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場

合には、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合にあってはその者、法人である場合にあっては役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合にあっては代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき。
  - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合 には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1)暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。) を再受託者等(再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

- 第21条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者(再受託者 等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受 託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再 受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者(再受託者 等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することがで きる。

(損害賠償)

- 第22条 甲は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合に おいて、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

# (不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」と いう。)を受けた場合には、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させ るとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、併せて、警察への通 報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### (物品管理)

- 第24条 乙は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理し、 損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書(別記様式1)により報告 し、甲の指示を受けなければならない。
- 2 乙は、委託費により購入した物品について、委託事業により取得したものである旨の標示(別記様式2)をするとともに、委託事業ごとに管理簿(別記様式3)に登録しなければならない。この場合において、乙は、管理簿(写し)を委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。
- 3 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。ただし、乙において、 委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書 (別記様式4)により申し出て甲の承認を受けなければならない。
- 4 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして甲が 指定し乙が売払処分等により収益を得た場合は、乙は収益納付報告書(別記様式5) により甲に報告し、甲からの収益納付指示書(別記様式6)による指示に従い収益を 国庫に納付しなければならない。

#### (取得物品引渡しの指示)

- 第25条 甲は、委託事業終了後、その返還(以下「引渡し」という。)の要否を決定し、 引渡しを要するものとした場合には引渡期日、引渡場所等引渡しに必要な事項を定め その旨乙に指示するものとする。
- 2 乙は、甲より前項の規定による指示を受けた場合には、その指示に従わなければな らない。
- 3 乙の取得物品の引渡しに要する費用は乙の負担とする。
- 4 乙は、当該物品を返還するに当たり、甲が当該物品の使用・保管場所を決定するまでの間、無償で保管するものとする。

#### (個人情報に関する秘密保持等)

- 第26条 乙及び委託事業に従事する者(従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。)は、委託事業に関して知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を委託事業の遂行以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならない。
- 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第27条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第28条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を 把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲 に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報 告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第29条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第30条 乙は、甲の承認を受け、委託事業を第三者に再委託する場合には、個人情報の 取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、前4条の規定による甲に対する義務を当 該第三者に約させなければならない。

(委託事業の調査)

第31条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時 その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について 所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じ なければならないものとする。

(帳簿等)

- 第32条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、 それぞれ明確に区分して経理しなければならない。
- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、 これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分 に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認める場合にあっては、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合にあっては、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第33条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限

るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認める場合には、 当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けてい る場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

- 第34条 乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第 三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

(疑義の解決)

第35条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者(甲) 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 支出負担行為担当官 林野庁長官 青山 豊久

受託者(乙) 住所 氏名

# (別紙様式第1号)

令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業計画書

- 1 事業内容
  - (1) 事業実施方針
  - (2) 事業内容 別添令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業仕様書のとおり
  - (3) 事業実施期間 契約締結年月日から令和6年3月15日まで
  - (4) 担当者

# 2 収支予算

収入の部

	<i>/// \</i>		,							
		区		分	2	予	算	額	備	考
国	庫	委	託	費				円	うち消費税	及び地方消費税の額円
		节口	+							

支出の部

区	分	予	算	額	備	考
直接人件費				円	直接人件費 消費税及び地方消費	·税相当額 円
直接経費						
間接経費						
再委託費						
計						

(注) 1. 人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定等の適正化

について(平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知)」を参照すること。 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じ説明を付すること。

3 物品購入計画(物品の購入がある場合)

品名	規	格	員	数	購	入	予	定	使用目的	備	考
					単	価	金	額			
						円		円			

- (注) 1. 記載する品目は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品とする。 2. 物品購入計画がある場合には、別途「物品購入理由書」を添付する。

4 物品リース計画(物品のリース契約がある場合)

						<del>-</del>	テ定する	リース	契約の内容		
品目	規格	数量	耐用年数	本年度リース予定額(円)	使用目的	使用部署	リース 契約の 種類	契約期間	リース期 間の算定 根拠(理 由)	リス約総	備考

(注) 物品のリース契約をする場合に記入。

なお、リース契約期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭 和40年大蔵省令第15号)に定められた期間(法定耐用年数)又はそれ以上とする こと。

### (別紙様式第2号)

令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業再委託承認申請書

뭉 年 月  $\exists$ 

支出負担行為担当官 林野庁長官 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

日付け契約の令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業に ついて、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条の規定により承認された く申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 再委託の必要性 3
- 再委託の金額 4
- その他必要な事項 5

- (注) 1. 申請時に再委託先及び再委託の契約金額(限度額を含む。)を特定できな い事情がある場合には、その理由を記載すること。 なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合には、
  - 当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
    2. 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
    3. 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

# (別紙様式第3号)

令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業実績報告書

番 号 年 月 日

支出負担行為担当官 林 野 庁 長 官 殿 官署支出官 林 野 庁 長 官 殿

> (受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業について、下記のとおり実施したので、委託契約書第7条の規定によりその実績を報告します。 (なお、併せて委託費金 円の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
  - (1)調査項目及び調査対象
  - (2) 事業実施期間
  - (3) 担当者
  - (4) 事業の成果(又はその概略)
  - (5) 事業成果報告書の配布実績等
- 2 収支精算

収入の部

12700	1.				
区分	精算額	予算額	上 較 増	増 減	備考
国庫委託費	円	円	円	円	うち消費税及び 地方消費税の額 円
計					

# 支出の部

<u>ДШ */ ПР</u>					
区分	精算額	予算額	上 較 : 増	増 減	備考
人 件 費	円	円	円 円	円 円	人件費 円 消費税及び地方消 費税相当額 円
直接経費					
間接費					
再委託費					
計					(自己負担額 円)

(注) 1. 人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」を参照すること。 2. 備考欄には、精算の内訳を記載のこと。

# 3 物品購入実績(物品を購入した場合)

		. 1		I	Vet	購	入	実	績			r
品	目	規	格	員	数	単	価	金	額	使用目的	備	考
							円		円			

- (注) 1. 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する品目は、物品購入計画の場合 と同様とする。
  - 2. 物品購入実績がある場合には、詳細を別表(4)により整理し、添付すること。
- 4 物品リース実績(物品をリースした場合)

								リー	ス契約	の内容		
日	規格	数量	耐用年数	本年度リース(年額(円)	リース 契約日	使用 目的	使用部署	リース 契約の 種類	契約期間	リース期 間の算定 根拠(理 由)	リス約総一契の額	備考

(作成要領)

- 1 リースした単位ごとに、リース料の年額を計上する。 2 事業の最終年度にあっては、リース契約書の写しを提出すること。
- (注)契約時の物品リース計画に掲げるもののほか、物品リース計画以外にリースした物品があった場合は、リースすることとなった理由を備考欄に記載すること。

別表 (1)

合和5年度国有林野成長予測モデル整備事業人件費明細書

人件費 (A) × (B)	田		
1 日当たり単価(B)	田		
委託事業 従事日数 (A)	ш	<b>√</b> □	
氏名及び職名			A ~ ~ ~ ~ ~ ~ + 11

(注) 1. (A)欄は、別表 (2)から記入すること。 2. (B)欄は、別表 (3)から記入すること。

別表 (2)

勤務日数報告書(令和 年度)

	1			1	1			1
111111111								
3月								
2月								
1月								
12月								
11月								
10月								
9月								
8月								
7月								
6月								
5月								
4月								
谷谷	業	患	掛	- <u>1</u> 1111111	業	選	掛	111111111111111111111111111111111111111
勤務内容	K	丑	似緩	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	E	丑	纵	<u> </u>
氏名及び職名						1		

別表(3)

受託団体職員1日当たり単価積算表(令和 年度)

(E	析	
(単位:円)	<b>#</b>	
	1 日当た り 単 価 (A)/日	
X +	合計(A)	
XEDFECT TO TEXT Y COL	退職手当引 当金	
	社会保険料事業主負担	
	賞 与	
	给	
	氏名及び職名	

# 別表 (4)

# 物品購入実績明細書

L					購入	購入余額			(1烘	(大元)	(2)	(7世)	(9世、(5世
ON	D 物品の名称	規格	数量	単位	東	合計額	購入年月日	保管場所	管理者名 (使用者名)	使用用值	参費用用	移動の可否	<b>二</b>
	_												
	2												
,,,	8												
	4												
	വ												
	9												
	7												
	8												
	6												
10	0												
1	サイン つい 単の 本田 ゆったい	アト お生味に物口が食	空間 7	7117	<b>ギハ</b>	ロボナスーン	たれ御田ガブ	却生性一物品を常用 アンス 多の F タを記載 オスープ かな 管理 多 大幅 田 多 が 屋 かる 日 タ ア リ 重き か 記載 オスープ	- 佑田老々た( ) 聿キ7	マナギロッ	イート		

(注)1. 管理者名欄については、報告時に物品を管理している者の氏名を記載すること。なお管理者と使用者が異なる場合には、使用者名を()書きで記載すること。
 2. 使用価値欄は、以下の区分によりA、B、Cで記載して下さい。
 Aー現状のまま、若しくは修理により2年以上使用可能と推定されるもの
 もの Bー現状のままで、多少利用価値があると推定されるもの

Cー多額の修理費を要する等スクラップ等の処分が適当と思われる

₽ G

A-修理費が取得価格の20%未満と推定されるもの B-修理費が取得価格の20%~50%未満と推定される

もの C一修理費が取得価格の50%以上のもの

3. 修理費用欄は、以下の区分によりA、B、Cで記載して下さい。4. 移動の可否欄は、コンクリート等で固定されているもの等については「否」と記入し、理由も併せて記載して下さい。5. 故障等しているものについては、備考欄にその状況を詳しく記載すること。6. 再委託契約で、その受託先が購入している物品については、備考欄に、当該受託先の法人名を記載してください。

# (別紙様式第4号)

令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業委託費概算払請求書(精算払)

番 号 日

官署支出官 林 野 庁 長 官 殿

(受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業について、下記により、委託費金 円也を概算払により支払をされたく請求します。 (精算払)

記

令和 年 月 日現在 既受領額 今回請求額 残 高 事業完 了予定 年月日 月 までの予 月 までの予 区分 国庫 委託費 金額 出来高 金額 金額 定出来高 定出来高 % % % 円 円 円 円

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

# (別紙様式第5号)

令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業中止(廃止)申請書

番 号 年 月 日

支出負担行為担当官 林 野 庁 長 官 殿

(受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止 (廃止) の理由
- 2 中止 (廃止) しようとする以前の委託事業の実施状況
  - (1) 事業について
  - (2) 経費について

経費支出状況

EAN				T			
経費の 区分	月 日 現在支出済額	残	額	支出予定額	中止(又は廃 止)に伴う不 用額	備	考
	円		円	円	円		田

- 3 中止(廃止)後の措置
  - (1) 事業について
  - (2) 経費について

経費支出予定明細

			算	Ļ	出	基	礎		
経費の 区分	支出予定金額	名	称	数	量	単	価	金	額
	円						円		円

# (別紙様式第6号)

令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業計画変更承認申請書

番 号 日

支出負担行為担当官 林 野 庁 長 官 殿

(受託者) 住 所 氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第13条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分
- (注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

## (別記様式1)

#### 使 用 不 能 報 告 書

 番
 号

 年
 月

 日

支出負担行為担当官

林野庁長官 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業により取得した物品 について、下記の理由により使用できなくなった旨を報告します。

記

#### 1 委託事業により取得した物品

品目	規格	数量	購入年月	耐用年	購入	、 実 績		備	考
					単価	金	額		

# 2 使用できなくなった理由

(記載例) 委託事業により取得した物品は、善良な管理者の注意をもって管理していたが、・

・・により故障し、製造会社に修理を依頼したところ別添のとおり修理不能との回答がありました。

# (別記様式2)

# 【物品標示例】

	物品標示票
委託事業名	令和5年度国有林野成長予測
	モデル整備事業
品 名	
物品番号	
取得年月日	年 月 日
備考	

# (別記様式3)

# 【物品管理簿例】

				購入	金額					耐	用				事	業	終	
品	名	規格	員数			使	用	目	取得年月日			保	管	場	了			備考
				単価	金額	的				年	数	所			後	$\bigcirc$	措	
															置	伏汚	2	

(注)取得年月日欄には取得物品の検収を行った年月日を、耐用年数欄には減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を、事業終了後の措置状況欄には委託事業終了後に行った処分等(国へ引渡し、継続使用、廃棄等)を記載すること。

備考欄には、物品番号その他必要な事項を記載すること。

#### (別記様式4)

#### 継続使用申出書

 番
 号

 年
 月

 日

支出負担行為担当官

林野庁長官 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業により取得した物品 について、下記の理由により継続使用いたしたく申し出ます。

記

#### 1 継続使用を要する物品

品目	月 規	見 格	数量	購入年月日	耐用年数	購入	、実 績		備	考
					<b></b>	単価	金	額		

## 2 同種の事業の目的・事業内容

# (1) 目的

(記載例) 令和5年度国有林野成長予測モデル整備事業の目的は・・・・・・とされており、引き続き実施する事業も・・・・・・を目的としており、同じ事業目的です。

#### (2) 事業内容

(記載例) 引き続き実施する事業は、・・・・・・を分析し・・・を解明すること としています。

## 3 継続使用を要する理由

(記載例) 上記2 (2) の事業内容では、・・・・・の過程において○○を使用すること が不可欠であるため

(注)継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

## (別記様式5)

## 収益納付報告書

 番
 号

 年
 月

 日

支出負担行為担当官 林野庁長官 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等したところ、 収益を得たことを報告します。

なお、収益額は、指示により国庫に納付します。

記

## 1 収益を得た物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年	購入	、		備	考
					単価	金	額		

- 2 売払処分等年月日 令和 年 月 日
- 3 売払処分等の金額 円
- 4 売払処分等の種別 売払い又は賃貸借

# (別記様式6)

収 益 納 付 指 示 書

 番
 号

 年
 月

 日

(受託者)

住 所

氏 名 殿

支出負担行為担当官 林野庁長官

令和 年 月 日付け〇第〇〇号をもって報告のあった収益納付について、収益金相当額金 円の納付を指示します。

なお、納付金は、別途歳入徴収官の発行する納入告知書により納入してください。

# 委託事業における人件費の算定等の適正化について

# 1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1)人件費とは委託事業に直接従事する者(以下「事業従事者」という。)の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

人件費= 時間単価<sup>※1</sup> × 直接作業時間数<sup>※2</sup>

## ※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人 について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合(正職員が嘱託職員として雇用された等)
  - ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員(以下、「管理者等」という。) が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

#### ※ 2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員 直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ 計 上すること。

## ② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した 時間外労働時間(残業・休日出勤等)を含めることはできない。ただし、当該委 託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあって は、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間(残業・休日出 勤等)を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

人件費= 日額単価 × 勤務日数

人件費= 給与月額 × 勤務月数(1月に満たない場合は、日割り 計算による)

# 2. 受託単価による算定方法

委託先(地方公共団体を除く。以下同じ。)において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価(以下、「受託単価」という。)の構成要素等の精査を委託 契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

- 受託単価の構成要素を精査する際の留意点
  - ア 事業従事者の職階(課長級、係長級などに対応した単価)に対応しているか
  - イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている 場合は、各単価及びその根拠を確認すること
  - ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及 び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計 上されていないか確認すること。

## <受託単価による算定方法>

- ○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。
- ○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単

価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることは出来ない。

# 3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法(以下「時間単価計算」という。)により算定する。(円未満は切り捨て。)

# <実績単価の算定方法>

○正職員、出向者(給与等を全額委託先で負担している者に限る。)及び嘱託職員の 人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

人件費時間単価= (年間総支給額+年間法定福利費等) ÷年間理論総労働時間

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託 先と協議のうえ定めるものとする(以下、同じ。)。
- ・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手 当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面 で 支給されているものは除外する(以下、同じ。)。
- ・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料(厚生年金基金の掛金部分を 含む。)、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業 補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする(以下、同じ。)。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする(以下、同じ。)。

○出向者(給与等の一部を委託先で負担している者)の時間単価の算定方法

出向者(給与等の一部を委託先で負担している者)の時間単価は、原則として下記により算定する。

人件費時間単価=委託先が負担する(した)(年間総支給額+年間法定福利費等)÷年間理論総労働時間

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外(出向元等)から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

#### ○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の(1)により算定する。ただし、やむを 得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、(2)により算定した時間単価を額の 確定時に適用する。

#### (1) 原則

人件費時間単価= (年間総支給額+年間法定福利費等) ÷年間理論総労働時間

(2) 時間外に従事した場合

人件費時間単価= (年間総支給額+年間法定福利費等) ÷年間実総労働時間

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間=年間理論総労働時間+当該委託事業及び自主事業等における 時間外の従事時間数の合計。

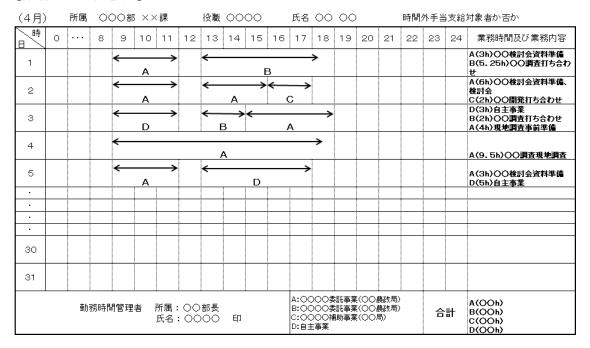
# 4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

#### 【業務日誌の記載例】



- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外 労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
  - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
- ・委託事業の内容から、休日出勤(例:土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、出張等

における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。

- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状 況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿) 等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・ 押 印する。

#### 附則

# (施行期日)

1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

#### (経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、 本通知を適用する。

# 令和5年度 国有林野成長予測モデル整備事業 仕様書

#### 1 事業目的

本事業は、スマート林業実施の前提として必要となる現在及び将来の森林資源量並びに 適当な伐期齢を的確に推測するため、昭和40年代に作成された国有林の現行の収穫予想表 に替わり、新たな収穫予想表(以下「成長予測モデル」という。)を整備する。これにより 国有林野事業の業務改善を進めるとともに、地域における林業の成長産業化に積極的に貢献することを目指すものである。

なお、本事業は平成31年度に開始されたものであり、本年度は5年目にあたる。

#### 2 事業内容

前年度までの成果を踏まえ、今年度は近畿中国森林管理局(能登森林計画区及び隠岐森 林計画区を除く。以下同じ。)及び九州森林管理局(沖縄県及び奄美大島森林計画を除く。 以下同じ。)を対象として、現行収穫予想表等と現実林分との適合・乖離状況等について分 析を行い、成長予測モデルの検討・整備を行うものとする。

現行の収穫予想表は昭和 40 年代の施業をベースにして作成されており、当時と林齢構成のみならず、伐採齢の多様化や高齢級間伐の導入など施業状況が異なる現在において、林分材積に大きな影響を与える施業が行われる壮齢林以降について現行収穫予想表を基に成長量・蓄積量を見ると、現実林分との乖離が大きくなる傾向がある点に留意して、下記(1)から(3)を実施することとする。なお、(1)の作業に当たっては、過去4ヵ年の成果等も踏まえ、契約後、林野庁国有林野部経営企画課(以下「事業担当部署」という。)の担当職員(以下「担当職員」という。)と十分に協議すること。

## (1) 現行収穫予想表の適合性の検討・成長予測モデルの検討・整備

現行の国有林の当該地域の収穫予想表と、現実林分の樹高・蓄積の計測結果について、林齢ごとの樹高・蓄積や地位指数、成長量(率)とを比較し、両者の適合性を検討することとする。その結果を参考として、成長予測モデル作成に関する課題等を整理した上で、国有林野事業で適用可能となる形式に成長予測モデルを整備することとする。

#### ① 現行の収穫予想表の整理・分析

調査の対象は、近畿中国森林管理局及び九州森林管理局とし、現在、業務に適用されている収穫予想表については、契約締結後、担当職員から受託者に貸与するものとする(なお、近畿中国森林管理局 HP(https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/keikaku/shinrin\_keikaku/system\_summary/shinrinkeikaku\_taikei\_20211130.html)及び九州森林管理局 HP(https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/policy/business/

shinrinkeikaku.html) で公表されている「国有林野施業実施計画」にも一部掲載されているので参考にされたい。)。

近畿中国森林管理局及び九州森林管理局の管内で現在適用されているスギ及びヒノキの収穫予想表については、次の通り区分されている。それぞれの成長量・成長率の特徴について、完全一致せずとも概ね同じ蓄積や成長率の傾向となる収穫予想表があれば、各地区を同一グループとして整理することも可とする。なお国有林野の森林調査簿では、各小班(樹種・林齢・面積)の蓄積については、前年度の数量に成長率を乗じて算出しているため、成長率が重要な要素であることに留意するものとする。

## ② 現実林分のデータ把握

近畿中国森林管理局及び九州森林管理局の管内で上記①でグルーピングした各地区内の現実林分の樹高・蓄積の把握について、既存の収穫調査の結果及び航空レーザ等の計測結果を分析して森林の蓄積・成長量・成長率等を推計・把握するものとする。分析を行う森林については、原則国有林とするが、国有林のデータが入手困難な場合は、国有林に隣接の或いは近隣の林相・林況が類似している民有林も可とする。なお、いずれの場合でも、森林調査簿等の記録において1~2齢級及び8齢級以上の林分を必ず対象に含めるものとし、その際、収穫予想表や標準伐期齢、成長予測モデルの検討に必要な量のデータ分析を行うものとする。

分析・検討に際し、国有林については必要と判断すれば現地調査を行うものとするが、レーザ計測データの精度が十分に信頼できるものである場合は、現地調査を必須としない。ただし、その際には、航空レーザ計測データから胸高直径を推計するための既存の回帰式について、民有林のものを含めて収集することとする。また、現地調査が必要となった場合等は、入林に際して必要な手続きを受託者の責任において行うものとし、適期に実施できるよう、担当職員と充分な時間的余裕をもって調整を行うものとする。

収穫調査の結果及び当該レーザ計測成果が林野庁(森林管理局及び森林管理署等を含む)により取得されたものである場合、当該成果については契約締結後に担当職員から貸与するものとするが、他の測量計画機関により取得された成果である場合は、受託者が当該測量計画機関に対し、当該成果の使用に関する申請を行い、必要データを受け取る等の一連の必要な手続きを行うものとする。

# 近畿中国森林管理局

樹種	使用区域	地位	収穫予想表番号
スギ	北陸	1,2,3	1,2,3
	近畿	1,2,3	11,12,13
	紀州	1,2,3	21,22,23
	兵庫・岡山	1,2,3	31,32,33
	広島・山口	1,2,3	41,42,43
	山陰	1,2,3	51,52,53
	管内共通	大径	61
ヒノキ	近畿	1	111
	兵庫・岡山	2,3	132,133
	広島・山口	1,2,3	141,142,143
	山陰	1,2,3	151,152,153
	管内共通	大径	161

# 九州森林管理局

樹種	使用区域	地位	収穫予想表番号
スギ	遠賀川、福岡、筑後・矢部川、佐賀東部、佐賀西部	2	1
	長崎北部、長崎南部、五島壱岐、対馬	2	2
	白川・菊池川、緑川、球磨川、天草	2	3
	大分北部、大分西部、大分中部、大分南部	2	4
	五ヶ瀬川、耳川、一ツ瀬川	2	5
	大淀川 (宮崎)	2	6
	大淀川(熊本南部、都城、西諸、えびの)、広渡川	2	7
	大隅	2	8
	北薩、姶良、南薩	2	9
	熊毛	2	10
	奄美大島、沖縄北部、宮古八重山、沖縄中南部	2	11
ヒノキ	遠賀川、福岡、筑後・矢部川、佐賀東部、佐賀西部	2	12
	長崎北部、長崎南部、五島壱岐、対馬	2	13
	白川・菊池川、緑川、球磨川、天草	2	14
	大分北部、大分西部、大分中部、大分南部	2	15
	五ヶ瀬川、耳川、一ツ瀬川	2	16
	大淀川 (宮崎)	2	17
	大淀川(熊本南部、都城、西諸、えびの)、広渡川	2	18
	大隅	2	19
	北薩、姶良、南薩	2	20
	熊毛、奄美大島、沖縄北部、宮古八重山、沖縄中南部	2	21

# ③ 成長予測モデルの検討・整備

最終的に、現行の収穫予想表と現実林分の収穫調査・レーザ計測成果等により把握した樹高・蓄積、民有林の収穫表との比較を行い、適合性、精度分析や成長予測モデル整備にあたっての課題等を検討・整理した上で、近畿中国森林管理局及び九州森林管理局管内の国有林野事業で適用可能となるスギ及びヒノキの成長予測モデルを作成し、事業で活用できる(国有林野情報管理システムにて活用する)形式に整備する。また、森林の平均成長量が最大となる林齢を推定するものとする。

成長予測モデル作成・検討に関し必要となる上記①~②のデータ把握・分析方法、 また、これに基づく課題整理や高い事業成果を効率的に上げるための手法、精度を 高める方法(林野庁の他業務で把握されたもので、参考になるデータ等と対比する ものでも構わない。)等について、提案書にて提案することとし、詳細な内容につい ては、契約後、担当職員と協議の上、決定するものとする。

#### (2) 検討委員会の開催

上記(1)について成果の妥当性等を検討するため、森林資源解析や森林計測に関する知見を有する学識経験者(3名以上。以下「委員」という。)からなる検討委員会(以下「委員会」という。)を1回以上開催し、議論を取りまとめるとともに、委員会で出た各委員の意見や結論等については、(1)の成果等に適宜反映させるものとする。委員会については、Teams 又は Webex を用いた Web 方式で開催することとし、1回開催なら1月下旬から2月の間、複数回開催なら最終開催回を1月下旬から2月の間に実施するものとする。

この委員会の開催に当たっては、委員との連絡調整、委員への謝金・旅費の支払、 検討資料の作成・印刷、必要機材の借り上げ、検討委員会の議事録の作成(議事録案 の作成及び当該案についての出席者への確認作業を含む)、議事録に基づく議論概要の とりまとめを行うこととし、これらに必要な経費は本事業に含むものとする。

各委員の候補及びその選定理由や委員会の開催回数・開催方法等について、提案書で提案することとし、その決定に当たっては、担当職員と協議すること。

なお、担当職員の確認を受けた議事概要について、(3)の報告書の巻末に添付する ものとする。

#### (3) 報告書の作成

受託者は上記(1)の① $\sim$ ③の成果を取りまとめ、(2)の議事概要を添付した報告書を作成するものとする。

# 3 事業実施期間(契約期間)

契約締結日 ~ 令和6年3月15日(金)

## 4 事業実績報告書(成果物)

#### (1)納入物品

下記①、②の成果物を納入すること。

納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する 情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載 したラベルを添付して提出すること。

- ① 事業報告書:10 部(装丁自由。ただし、表・背表紙に「令和5年度国有林野成長予 測モデル整備事業」とそれぞれ記載すること。)
- ② 電子媒体資料等 下記アからエに示す資料・成果を、電子媒体(CD-R(必要に応じてDVD-Rやハードディスク))に記録する。電子媒体は原本(正本)とこれを複製した副本とあわせて2部ずつ提出するものとする。
  - ア)上記2(1)の③で作成した成長予測モデル
  - イ)上記2(1)の①で地区別に整理・グルーピングした現行収穫予想表、②で得られた現実林分のデータ・分析結果
  - ウ)上記2(2)の検討委員会資料・議事録
  - エ)上記2(3)の事業報告書原稿
    - ※ 上記アについては、国有林野情報管理システムで活用できるファイル形式に整えたもので提出すること。イ〜エについては、それぞれ Microsoft 社のエクセル形式又は同社のワード形式のいずれかで作成・保存し提出すること。また、エについては、PDF 形式もあわせて提出すること。

なお、どうしてもこれによりがたい場合や、より適当な形式があれば、発注者と 協議の上決定するものとする。

#### (2)納入場所

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 林野庁経営企画課経営計画班(農林水産省北別館8階 ドア番号:北812)

# (3)納入期日

上記(1)①の事業報告書及び②の電磁記録媒体資料(正副):令和6年3月15日(金)

#### 5 貸与資料等

- ① 「平成31年度 国有林野成長予測モデル整備等業務委託事業」、「令和2年度 国有林野成長予測モデル整備等事業」、「令和3年度 国有林野成長予測モデル整備事業」及び「令和4年度 国有林野成長予測モデル整備事業」の各報告書及びデータ
- ② 「令和3年度航空レーザを活用した森林資源調査実証業務(国有林)」及び「令和4年 度航空レーザを活用した森林資源調査実証業務(国有林)」の報告書

- ③ 林野庁治山課、九州森林管理局治山課及び近畿中国森林管理局が保有する航空レーザ 計測データ
- ④ 対象とする国有林の貸与用森林計画区別 SHP 形式データ
- ⑤ 対象とする国有林の CSV 形式森林調査簿
- ⑥ 上記2(1)①で整理する国有林の現行収穫予想表
- ⑦ 上記2(1)②にて示す「収穫調査結果」等
- ⑧ このほか、受託者独自提案による林野庁実施事業の報告書・データ等 上記の各資料の貸与等条件については、7 (10) を参照のこと。

#### 6 応札者の条件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」 の資格を有すること。
- (4)農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担を明確にした構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書、全構成員間での契約締結書又はこれに準ずる書類(以下「規約書等」という。)を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。規約書等の作成にあたっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制や運営について明確に記載することとし、これを企画書提出にあわせて提出すること。

また、代表者は、上記(1)から(4)の要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(2)及び(4)の要件に適合するとともに、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一)の「役務の提供等」を有している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員と なること又は単独で参加することはできない。

# 7 その他

- (1) 受託者は、本事業を優先して行える担当者を置くこと。
- (2) 受託者は、本事業の実施スケジュール及び実施体制を契約締結後速やかに担当職員に

提出すること。

- (3) 担当職員は、本事業の目的を達成するために必要な指示を受託者に行えるものとし、受託者は本事業の実施に当たって、担当職員と十分な協議を行うこと。
- (4) 受託者は、情報セキュリティの確保に万全を努めることとし、特に、次の点に注意すること。
  - ①本委託事業の実施に当たり、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、セキュリティマニュアル等を作成して適正な情報管理を行うこと。
  - ②本委託事業の実施に当たり、外部と接続しているパソコンを利用する場合には、ファイアウォールの設定等、本委託事業に係る情報が不正に外部に流失しないよう、 適切なセキュリティ対策を講じるとともに、適切な情報管理に係る措置を講じること。
  - ③情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに事業担当部署(担当職員)に報告し、今後の対応方針について協議すること。
- (5) ①個人情報の取扱に係る事項について事業担当部署(担当職員)と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
  - ア 個人情報保護取扱責任者の所属・氏名等を記載した管理体制
  - イ 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
  - ②本委託事業の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保護義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、事業担当部署(担当職員)の 了承を得た上で実施すること。
  - ③個人情報を複製する際には、事前に事業担当部署(担当職員)の了承を得ること。複製の実施は必要最低限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。また、受託者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、保証すること。
  - ④受託者は、本委託事業を履行する上で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日付け法律第58号)を遵守し、個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)の漏洩等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止のため必要な措置を講ずるとともに、事業担当部署(担当職員)に発生した事案の概要、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- (6) ①受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- ②受託者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合が50パーセント以内の業務とする。
- ③受託者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じた ときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得 なければならない。
- ④再委託してはならない業務及び再委託比率の上限の例外は次のものをいう
  - ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第 59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる 場合

イ その他契約担当官等が契約の性質又は目的からやむを得ないと認める場合

(7) 事業における人件費の算定等にあっては、別紙「委託契約書」(別添)の「委託事業 における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。

なお、担当職員は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則と して人件費単価表(受託者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事 する(した)者の給与明細を確認するものとする。

- (8) 本事業の実施に当たり対象となる経費は、別紙「応募要領」(別紙様式2参考)に掲げるものとする。
- (9) 受託者は、本事業の進捗状況等について、定期的に報告を行うほか、担当職員の求め に応じて報告を行い、了承を得た上で進めるものとする。なお、最低限、発注者と以下 の①~⑤のそれぞれの時点で打ち合わせを行うこととし、③及び④については同時に実 施することも可とする。

このうち①については契約締結後2週間以内に実施し、その際、提案書における提案 事項とされている内容のうち、委員会の委員の構成について担当職員と協議し合意の上、 方針を決定するものとする。これ以外の提案事項については、事業を進めていく中で適 宜、担当職員と十分に協議し、合意の上で決定するものとする。

また、⑤については令和6年2月26日(月)までに実施し、この結果を踏まえ、納品するための最終原稿の作成に取りかかり、担当職員の了承を得てこれを完成するものとする。

- ① 業務着手直後
- ② 収穫予想表整理後又は収穫調査整理後のいずれかの時点
- ③成長予測モデル作成検討時(現行収穫予想表との比較後の適合性確認等を終えた時点)
- ④ 検討委員会開催前

# ⑤ 報告書原稿案(草稿)作成時

なお、諸般の事情により、直接面会して打ち合わせを実施することが困難な場合は、 電子メールや電話、Web 会議等により対面の打ち合わせに代えることも可とする。

いずれの場合も、打ち合わせ内容については、双方で認識を共有し、後日においても 内容が再確認できるよう、受託者は打ち合わせ結果の記録を、当該打ち合わせ日から概 ね10日内に作成し、担当職員の確認を得るものとする。

(10) 本業務の実施にあたって参考・必要となる各種資料のうち、林野庁業務資料及び林野 庁が実施した各種調査事業のデータについては、契約後、受託者に貸与するものとする。 貸与物は厳重な管理を行い、本業務の完了時に返却することとし、データを複製した場 合は、契約履行後にすべて消去すること。

5に上げた貸与資料のうち、①の「平成 31 年度 国有林野成長予測モデル整備等業務委託事業」、「令和 2 年度 国有林野成長予測モデル整備事業」、「令和 3 年度 国有林野成長予測モデル整備事業」及び「令和 4 年度 国有林野成長予測モデル整備事業」報告書については、入札公告期間中に限り、林野庁経営企画課にて閲覧可能とする。なお、これらの報告書については、農林水産省 HP(政策情報>予算、決算、財務書類等>予算執行等に係る情報の公表等>委託調査費に関する情報>成果物一覧)にも掲載があるので、参考とすること。閲覧時間は、行政機関の休日を除く 10:00~17:00(ただし、12:00~13:00 の間は除く。)とし、閲覧を希望する場合は閲覧希望日の前日までに発注担当部署に連絡すること。

担当部署:林野庁国有林野部経営企画課 経営計画班

(農林水産省北別館8階、ドア No.北 812)

電話:03-3502-8347

- (11) 現地調査の実施を予定する場合、事故発生時には、直ちに関係機関や担当職員に連絡できる体制をあらかじめ整えるとともに、この連絡体制の案について、(9)の①の業務着手直後の打ち合わせ時に提出し、担当職員の了解を得るものとする。調査実施にあたり、受託者は、常に安全に留意し災害の防止に努めるとともに、事故発生時には、直ちに担当職員に連絡を行うものとする。さらに、担当職員が指示する期日までに事故報告書(様式任意)を提出するものとする。
- (12) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏洩させてはならない。なお、事業実施に必要となる各種データを発注者より貸付された場合は、本事業の目的以外に使用してはならない。本業務の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行うこととする。
- (13) 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ企画書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外

は、全て農林水産省に帰属するものとする。

農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、 改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示で きるものとする。

本件プログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、農林水産省から受託者に対価が完済されたとき受託者から農林水産省に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (14) 受託者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物について保証するものとする。その保証期間内に成果品に関して契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)場合には、農林水産省は、受託者に対し、本調達について検収を行った日を起算日として3年間当該契約不適合を補修させることができる。農林水産省が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、受託者は、その損害を賠償しなければならない。
- (15) 受託者の責に帰すべき事由により、農林水産省又は第三者に損害を与えた場合には、 受託者がその損害を賠償すること。
- (16) 本業務の受託者は、成果物等について、納品期日までに担当職員に内容の説明を実施 して検収を受けること。

検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、 改修、交換等を行い、変更点について担当職員に説明を行った上で、指定された日時ま でに再度納品すること。

(17) 業務の目的を達成するために、本仕様書に記載されていない事項で必要な作業が生じたときや、本仕様書に疑義が生じた事項については、速やかに事業担当部署(担当職員)と協議すること。